

<参考様式1>

津山市立院庄小学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年4月 策定

めざす子ども(生徒)像

すすんで学ぶ子 やさしい子 やりぬく子

- ・進んで学習に取り組み、学び合いを考えを深めあう子ども
- ・なかまと協力し、互いに支えあう子ども
- ・最後までやり抜く粘り強い子ども

いじめ問題への対策の基本的な考え方

すべての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動が意欲的にできるような環境づくりをする。するために、集団作りに重点を置いた学級活動や特別活動を行ったり、道徳の時間を中心に全教科において、人権尊重の気持ちや思いやりの気持ちが持てたりするようにする。いじめ問題では、特に未然防止に努め、互いに認め合える人間関係作りと、縦割り集団を利用して、高学年から低学年へ受け継がれていく「ひとにやさしい風土作り」をしていきたい。

<重点となる取組>

いじめの予防に努め、いじめを起こさないような環境づくりに力を注ぐ。いじめ発生時はいじめ対策委員会を中心に早期解決をする。

長期的取組…人間関係作り 資質向上のための職員研修 児童主体のいじめ予防の取組

短期的取組…実態把握 教育相談 家庭への啓発 いじめ解決に向けての取組

伸ばしたい力…いじめを正面から向き合い、訴える力と絶対に許さないという集団づくり

保護者・地域との連携

<連携の内容>

学校教育基本方針をやいじめ問題基本方針を、学級懇談・PTA総会・ホームページ等で説明し、いじめのない学校作りを目指していることを伝える。また、校内に「いじめ対策委員会」を設置していることや校内の教育相談の積極的な利用を促し、校外の各種相談窓口についても紹介する。年2回開催している地区懇談会では、青少年健全育成会を中心とした地域の方が多く参加されるので、児童の実態を話し合い、子どもへの声掛けや見守りをすることで、地域との情報交換やいじめの早期発見・対応をしていくようとする。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
 - ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行修正を行う中心となる。
- <対策委員会の開催時期>
 - ・毎月1回
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 - ・職員会議で伝達。緊急時は特別招集で会議を行ったり職員終礼を利用したりする。
- <構成メンバー>
 - ・校外 (学期1回出席)
PTA会長・民生児童委員・学校評議員・スクールカウンセラー
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭
関連職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・津市教育委員会
- ・いじめ問題対策連絡協議会
- ・いじめ問題専門委員会
- ・いじめ問題調査委員会
- ・児童相談所・こども課
- ・津山警察署など

<連携の内容>

- ・定期的な情報交換
- ・いじめの事例報告とその後の対応の協議
- ・いじめ非行防止教室の実施
- ・専門スタッフの派遣
- ・緊急、重大事例への連携した対応

<学校側の窓口>

- ・生徒指導 教頭 校長 など

学 校 が 實 施 す る 取 組

① 予 防	《児童理解》 ・日々の児童観察と職員との人間関係作り(日記指導、連絡帳) ・《職員研修》 ・教職員の指導力向上のために、SCの方を講師に、教育相談に関わる研修や事例研究等を行う。 《児童会活動》 ・「いじめを考える週間」には、児童会主催でいじめ防止の意識を高める取組をする。 ・《居場所作り》 ・学級では、集団作りを意識した取組をし、自己有用感、自己肯定感を高めるようにする。 ・縦割り活動を通して、思いやりの気持ちや尊敬の気持ちが持てるようにし自己有用感を高める。 《情報モラル》 ・各学年の実態に応じて、低学年から情報モラルに関する授業を行い、将来、適切に行動できる力を身につけさせる。保護者に向けても啓発活動を行う。
	《実態把握》 ・日々の終礼や職員会議・校内研修で児童の実態交流や情報交換を行い、全職員で児童をみていくことで小さないじめも見逃さない体制を作る。 ・年3回生活アンケートを行い児童の実態把握をする。また、SCと協力して毎月2回、教育相談日を設け、児童や保護者が気軽に相談に来られるようにする。 《相談体制の確立》 ・日頃から先生と児童のよきましい人間関係作りに努め、一人の児童に複数対応を行なながら、児童が相談しやすい環境を作る。 ・希望者が気軽にSCの方と相談ができるような体制を作る。 《情報共有》 ・気になる児童の様子の変化やおこった問題については、職員会議、職員終礼などで交流し、そのつど対策委員会の担当が記録を残し、いつでも見られるようにしておく。 《家庭への啓発》 ・学級懇談のとき、児童の様子の変化についてみるポイントを話したり、PTA講演会でいじめのテーマで講演をいただいたらしくしていじめ防止の啓発をする。
③ 解 決	《いじめの有無の確認》 ・いじめと認められる事象があると通報を受けた場合は、速やかに対象児童から聞き取りを行い、いじめの有無を確認する。 《いじめへの組織的対応の検討》 ・いじめを確認した時点で、 対策委員会のメンバー で今後の対応を協議し、迅速に組織的に対応する。 《いじめられた児童への支援》 ・いじめを受けた児童が、今後精神的にも肉体的にも傷つかないよう担任や養護教諭などが当該児童への支援に当たり、生徒指導や管理職が保護者への支援をする。 《いじめた児童・クラスへの指導》 ・いじめは人格を傷つけ人として絶対許されない行為であることを、クラス全員で時間かけて話し合い理解させる。いじめられた子どもの気持ちをしっかりと考えさせ、二度といじめをしないよう指導する。またいじめは関係した児童だけの問題ではなくクラス全員の問題ととらえ、自分がいじめをなくす主体として、具体的に行動できるように考えさせ、確実に実行できるように取り組む。そして、「いじめゼロ宣言」など、クラスでいじめを絶対に許さない強い決意を行う。 《継続した対応》 ・いじめ100%解消を目指し、いったん解決してた事例も継続して観察を続け、再発防止に努める。